

施設等利用給付認定について

○幼児教育・保育の無償化

- (1) 施設等利用給付1号認定のこども
島根大学教育学部附属幼稚園（以下「附属幼稚園」という。）の利用料を無償化しています。
- (2) 施設等利用給付2号認定のこども
附属幼稚園の利用のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（以下「認可外保育施設等」という。）の利用料を月額11,300円まで無償化しています。
※施設等利用給付2号認定又は3号認定を受けた日以降の認可外保育施設等の利用料を無償化します。**申請日以前に遡及して認可外保育施設等の利用を無償化することはできません。**

○施設等利用費の支給方法

- (1) 附属幼稚園の利用
島根大学による施設等利用費の法定代理受領となります。保育料及び入園料は徴収されません。ただし、途中退園した場合は無償化とならない入園料の一部が徴収されます。
- (2) 認可外保育施設等の利用 **※施設等利用給付2号認定のこどもの場合のみ**
認可外保育施設等の利用料はお支払いいただきます。
その後、施設等利用給付認定の有効期間に利用した認可外保育施設等の利用料を3か月分ごとに市役所が支給（償還払）します。
※月の途中で施設等利用給付認定が開始又は終了する場合の施設等利用費の月支給上限額は日割り計算となります。

○施設等利用費の請求方法（3か月分ごとに請求） **※施設等利用給付2号認定のこどもの場合のみ**

- ① 特定子ども・子育て支援提供者に「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を発行依頼し、取得する。
- ② 「施設等利用費請求書」を市ホームページからダウンロード又は保育所幼稚園課で取得する。
- ③ 「施設等利用費請求書」に必要な事項を記入し、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」を添付して、保育所幼稚園課に持参又は郵送で請求する。

○申請事項に変更が生じる場合（出産、離職、転職、離婚、再婚など） **※施設等利用給付2号認定のこどもの場合のみ**

施設等利用給付認定・変更申請書及び保育を必要とする事由を証明する書類（離職の場合は離職票の写しなど離職日の分かるもの・離婚又は再婚の場合は戸籍謄本の写し）を提出してください。

雇用期間中であっても産前産後休暇や育児休業を取得する場合は、保育を必要とする事由が「就労」から「妊娠・出産」や「育児休業中の継続利用」に変更となりますので、御留意ください。

○保育を必要とする事由が消滅した場合 **※施設等利用給付2号認定のこどもの場合のみ**

施設等利用給付認定・変更申請書を提出してください。添付が必要な書類は随時確認してください。

保育を必要とする事由が消滅したにもかかわらず、施設等利用費を受給した場合は、施設等利用費を返還請求します。

○市外に転出する場合

施設等利用給付認定の有効期間において**松江市外へ転出した場合は、認定取消しとなります。**事前に保育所幼稚園課へ申し出てください。

○施設等利用給付認定現況届の実施 **※施設等利用給付2号認定のこどもの場合のみ**

施設等利用給付認定の有効期間において保育を必要とする事由が継続しているかの確認を毎年行いますので、御承知おきください。

主な保育を必要とする事由		施設等利用給付認定の有効期間
就 労	1 月当たり 48 時間以上労働することを常態としている。 ※産前産後休暇又は育児休業を取得している期間は、保育を必要とする事由は「就労」にはなりません。	認定起算日から最長で施設等利用給付認定こどもが小学校就学の始期に達するまでの期間 ※有期雇用の場合は雇用満了日が属する月の末日までの期間となります。
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか又は出産後間がない。	出産予定日前 8 週(多胎児は 14 週)の初日が属する月の認定起算日から、出産日(出産予定日で認定した場合は出産予定日)から起算して 8 週を経過する翌日が属する月の末日までの期間
疾 病 ・ 障 がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有しており、保育困難である。	認定起算日から最長で施設等利用給付認定こどもが小学校就学の始期に達するまでの期間
常 時 介 護	同居の親族を常時介護している。 ※被介護者が介護保険制度の要介護状態区分において要介護 2 以上又は重度障がい有する場合のみ対象となります。	同上
常 時 看 護	同居の親族を常時看護している。 ※被看護者が乳児(0 歳)の場合は、家庭において必要な医療的ケアが常時必要でなければ保育の必要性は認められません。	同上
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている。 ※教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定のいずれかで年度内に 1 回のみ認定します。ただし、求職活動による認定後、就労で変更認定を受けてから離職した場合に限り、同一年度内に 1 回のみ再度認定します。 ※求職活動で認定を受けた翌年度に求職活動で再度認定を受ける場合は、以前の有効期間から 1 か月以上の期間を空ける必要があります。	認定起算日から、同日から起算して 75 日を経過する日が属する月の末日までの期間 ※求職活動の回数は世帯で勘定し、兄弟姉妹が既に求職活動で認定を受けている場合は、当該認定の有効期限までとなります。
就 学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。	認定起算日から最長で保護者の卒業予定日が属する月の末日までの期間
職 業 訓 練	公共職業能力開発施設などにおいて行う職業訓練を受けている。	認定起算日から最長で保護者の修了予定日が属する月の末日までの期間
育 児 休 業 中 の 継 続 利 用	育児休業を取得する前から就労により継続して預かり保育又は認可外保育施設を利用(認可保育所と同程度の継続的な役務の提供であること)し、 <u>出産後も継続して利用している。</u> ※一時預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助支援事業は適用されません。	認定起算日から保護者の育児休業が満了する日の属する月の末日までの期間又は当該育児休業に係るこどもが満 2 歳に達する日の属する月の末日までの期間のいずれか短い期間

※施設等利用給付認定の有効期間は施設等利用給付 2 号認定の場合を記載しています。